

令和6年度 公文書開示（令和6年11月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号			8号	9号
1	R6.10.24	R6.11.7	令和元年5月24日付の違法かつ不当な懲戒処分の後も他部署とのつながりが無い仕事のみを分擔させて請求人の業務遂行能力や実績を過少評価することにより、請求人の人事評価を抑制し続けた会計管理局（請求人所属部署）の管理職の極悪ハラスメント行為の正当性の説明根拠となる全ての公文書（規程・手引きなど）	0				1										本件請求の内容は、特定の個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるようになることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、東京都情報公開条例第7条第2号の不開示情報に該当する。 また、本件開示請求に関しては、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、請求内容に記載されている特定の個人に関する情報等の開示の有無を判断することとなるため、同条例第10条により文書の存在を明らかにしないで不開示とする。	会計管理局管理総務課	
2	R6.10.31	R6.11.12	請求人が令和6年9月4日付で懲戒免職処分を受けた事案について、令和6年10月24日に請求人が都庁に出向いて「請求人が『ハラスメント被害報告書（2）』を証拠資料付きで提出して自身は被害者であることを証明したにも関わらず、一方的に懲戒免職処分を科された理由」の説明を求めたところ、その説明を正当な理由なく拒否したという会計管理局の対応者の極悪職務怠慢職権濫用行為の正当性の説明根拠となる全ての公文書（規程・手引きなど）	0				1										本件請求の内容は、特定の個人に対する対応状況等といった個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるようになることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、東京都情報公開条例第7条第2号の不開示情報に該当する。 また、本件開示請求に関しては、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、請求内容に記載されている特定の個人に対する対応状況等の開示の有無を判断することとなるため、同条例第10条により文書の存在を明らかにしないで不開示とする。	会計管理局管理総務課	
3	R6.11.7	R6.11.18	請求人が令和6年9月4日付で懲戒免職処分を受けた事案について、令和6年10月31日に請求人が都庁に出向いて「請求人が『ハラスメント被害報告書（2）』を証拠資料付きで提出して自身は被害者であることを証明したにも関わらず、一方的に懲戒免職処分を科された理由」の説明を求めたところ、その理由説明を正当な理由なく拒否したという会計管理局の対応者の極悪職務怠慢職権濫用行為の「正当性」の説明根拠となる全ての公文書（規程・手引きなど）	0				1										本件請求の内容は、特定の個人に対する対応状況等といった個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるようになることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、東京都情報公開条例第7条第2号の不開示情報に該当する。 また、本件開示請求に関しては、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、請求内容に記載されている特定の個人に対する対応状況等の開示の有無を判断することとなるため、同条例第10条により文書の存在を明らかにしないで不開示とする。	会計管理局管理総務課	
4	R6.11.7	R6.11.20	請求人が令和6年9月4日に極悪違法懲戒免職処分を受けた事案について、「退職」に伴う社会保険資格喪失証明書の交付手続きを2ヶ月以上も放置して請求人の国民健康保険加入手続きを妨害した挙句に、請求人からの追及に最低限の謝罪や説明を行わずに様子消しを図っている同局管理職らの極悪職務怠慢ゴミカス違法行為の「正当性」の説明根拠となる全ての公文書（規程・手引きなど）	0				1										本件請求の内容は、特定の個人に対する対応状況等といった個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるようになることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、東京都情報公開条例第7条第2号の不開示情報に該当する。 また、本件開示請求に関しては、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、請求内容に記載されている特定の個人に対する対応状況等の開示の有無を判断することとなるため、同条例第10条により文書の存在を明らかにしないで不開示とする。	会計管理局管理総務課	
5	R6.11.13	R6.11.26	請求人が令和6年9月4日に極悪違法懲戒免職処分を受けた事案において、「退職」に伴う社会保険資格喪失証明書の交付手続きを同局職員らが2ヶ月以上も放置して請求人の国民健康保険加入手続きを妨害した件について、請求人が令和6年11月7日に登庁して追及したら、「退職者から請求されるまで資格喪失証明書を交付する義務はない」と開き直った回答を行って自身の交付拒却の事を請求人に押し付けた同局総務課長らの極悪職務怠慢職権濫用行為の「正当性」の説明根拠となる全ての公文書（規程・手引きなど）	0				1										本件請求の内容は、特定の個人に対する対応状況等といった個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるようになることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、東京都情報公開条例第7条第2号の不開示情報に該当する。 また、本件開示請求に関しては、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、請求内容に記載されている特定の個人に対する対応状況等の開示の有無を判断することとなるため、同条例第10条により文書の存在を明らかにしないで不開示とする。	会計管理局管理総務課	
6	R6.11.17	R6.11.29	東京都が発注する委託業務にて、経費としてその購入費を計上した財産性のある備品について、業務契約後の扱いや処理を定めた内規やガイドライン、事務連絡の文書。	0				1										不開示請求に係る当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため。	会計管理局管理総務課	

表の見方  
 <決定区分>  
 ・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。  
 <(根拠規定) 条例7条>  
 ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。  
 <公文書の件名>について  
 ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は○と表記しています。  
 ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、不開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。